

高島市民病院「清涼飲料水等自動販売機」設置事業者募集要項

高島市民病院（以下「病院」という。）において、清涼飲料水等自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集を下記のとおり行います。

1 趣 旨

この要項は、病院利用者等の利便性の向上の一環として設置している清涼飲料水等自動販売機の設置運営を行う事業者を選定するために必要な事項について定める。

2 施設概要

- (1) 所在地 滋賀県高島市勝野 1667 番地
- (2) 病床数 210 床（一般病床 206 床、感染病床 4 床）
- (3) 参考患者数 2024 年度平均患者数
入院患者数：162 人／日 外来患者数：343 人／日
- (4) 職員数 約 425 人（会計年度任用職員、委託職員を含む）
（2025 年 1 月 1 日現在）

3 公募物件

- ・ 1 台（物件④）
- ・ 設置場所等については、「公募物件一覧表」および「自動販売機設置位置図」のとおり

4. 応募資格

- ・ 高島市内に住所または事業所を有する清涼飲料水等販売業者および個人
- ・ 次のいずれにも該当しない者
- (1) 当該申込みに係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者
 - ア 病院（市）との契約の履行にあたり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 病院（市）が実施した競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 申込者が病院（市）と契約を締結することまたは病院（市）との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督または検査の実施にあたり、市の職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく病院（市）との契約を履行しなかった者
 - カ 前各号のいずれかに該当する者でその事実があった後 2 年を経過しな

い者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等（応募に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ 応募に参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

(5) 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

5 自動販売機の設置条件等

(1) 設置期間

令和8年1月1日から令和11年3月31日まで

設置期間は、3会計年度を限度とする。

(2) 施設使用許可

設置事業者は、自動販売機設置に使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用することとする。

(3) 販売品目等

お茶、水、炭酸飲料、果汁飲料、乳性飲料、コーヒーなどの飲料とし、酒類（ノンアルコール飲料含む）の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格での販売をしないこと。

(4) 使用上の制限

ア 公募物件一覧表において、設置条件に記載されている自動販売機を設置すること。

イ 低い位置に設置された商品選択ボタン、硬貨を一度に投入することができる一括投入口、商品取出口や硬貨投入口への点字表示など、誰にでも使いやすいよう工夫されたユニバーサルデザイン自動販売機を設置すること。

ウ 設置する自動販売機には、自動販売機の据付基準（JIS規格）などを遵守した転倒防止等の安全対策を講じること。

エ 自動販売機の堅牢化や、偽造・変造通貨の使用による犯罪の防止など、設置場所に応じた防犯対策を講じること。

オ 清涼飲料水自動販売機には、空容器の回収とリサイクルのため、空容器回収箱を設置すること。

カ 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法) 及び「自動販売機設置自主ガイドライン」(日本自動販売協会) を遵守し、ノンフロン対応など消費電力量の低減や環境対策機能を備えた機種とすること。

キ 自動販売機(飲料)に使用電力計測用の電気子メーターを取り付けること。
なお、電気工事を実施する場合は、担当課の指示に従うこと。

(5) 維持管理責任

次の事項を遵守してください。なお、病院は、病院の責によることが明らかなる場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負いません。

ア 商品補充および金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって適切に行うこと。また、賞味期限が過ぎたものを販売しないように注意するとともに、在庫および補充管理、清掃等を適切に行うこと。

イ 自動販売機には、販売する清涼飲料水の容器の空容器回収箱を併設し、設置事業者が責任をもって適切に回収、処理すること。回収容器の溢れや臭気等で不衛生な状態とならないよう、回収頻度等について十分考慮すること。
また、回収した容器については、リサイクルに努めること。

ウ 食品衛生については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届け出および検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。

オ 自動販売機の故障、問い合わせおよび苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に、故障時などの連絡先を明記すること。

カ 販売品目等自動販売機の運用上の事項については、必要に応じて施設管理者と協議し、その指示に従うこと。

(6) 設置事業者費用負担

ア 施設使用料

自動販売機それぞれについて、設置事業者より毎月報告された月の売上実績額(消費税および地方消費税を含む)に、設置事業者から提案された売上手数料率を掛けて算出した額とする。

イ 電気使用料

設置機器ごとに個別に設置された子メーターの電気使用量により、算出された電気使用料を支払うこと。なお、子メーター設置費用および電気工事費用は、設置事業者負担とする。なお、検針は担当課より毎月実施する。

ウ 設置および撤去費用

自動販売機および付帯電気設備の設置、契約満了時の撤去にかかる費用

エ 移設費用

設置期間中における自動販売機および付帯電気設備の移設にかかる費用

オ 売上報告

設置事業者は下記内容を指定する期日までに、書面により病院に報告すること。この報告を以て、施設使用料を決定する。施設使用料等については、病院が指定する期日までに納付することとし、振込手数料が必要な場合は設置事業者の負担とする。

<報告内容>

・売上本数 ・売上実績額

<報告期日>

当該月の翌月 7 日まで

※ 7 日が土日祝日の場合は、翌開院日とする。

(7) 使用許可の取消または変更

病院は、次のいずれかに該当する場合は、当該使用許可の取り消し、変更をすることができる。

ア 公用または公共用に供するため、使用許可物件を必要とするとき。

イ 使用許可の条件に違反する行為があると認められるとき。

ウ 応募資格の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき、または応募資格等に適合しない状況となったとき

エ その他高島市病院事業施設使用規程（平成 23 年高島市病院事業管理規程第 7 号）第 5 条に該当すると認められるとき。

(8) 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了または使用許可が取り消された場合は、病院が指定する撤去期間内に原状回復し、施設管理者の確認を受けること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を病院に請求することはできません。

(9) 使用上の注意

施設使用許可以降、期間満了までの間、以下の事項について遵守すること。

ア 使用条件を遵守し、施設使用料を確実に納付すること。

イ 施設使用許可場所への建物の建築や工作物の設置を行わないこと。

ウ 使用許可を受けた部分について他の者へ譲渡及び転貸し、又はそれに類似する行為を行わないこと。

エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。

オ 販売品の納入・使用済容器の搬出等を行う時間及び経路については、病院の指示に従うこと。

6 応募方法および応募期限

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和 7 年 1 1 月 1 7 日（月）から 1 2 月 5 日（金）まで
午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝日を除く。）

イ 配布場所

① 来院により受け取る場合（事前に連絡してください）

高島市民病院 事務部経営統括課（健診棟 2 階）

滋賀県高島市勝野 1 6 6 7 番地

電話 0 7 4 0 - 3 6 - 0 2 2 0（代）

F A X 0 7 4 0 - 3 6 - 8 0 5 8

② インターネットにより受け取る場合

病院ホームページから、書類のデータをダウンロードしてください。

アドレス：https://www.city.takashima.lg.jp/iryo_kenko_fukushi/tmh/index.html

ウ 質疑

質疑がある場合は、次の日時までに、別紙「質疑書」を持参するか、郵送（期限必着）またはメール、F A X で送付してください。書面以外の方法（電話、口頭等）では受け付けません。F A X の場合は電話で到着確認をしてください。

提 出 先 高島市民病院 事務部経営統括課

受付期間 令和 7 年 1 1 月 1 7 日（月）から 1 1 月 2 8 日（金）まで

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝日を除く。）

回答につきましては、1 2 月 2 日（火）に質疑者に対し回答書を送付します。

（2）提案していただくもの

・売上手数料率

月々の売上手数料を算出するための数値（販売金額 1 万円の〇〇％）になります。下限の設定はありません。

※公募物件一覧表に過去の売上金額を明記しています。参考にしてください。

（3）応募書類の受付

ア 提出期間

令和 7 年 1 1 月 1 7 日（月）から 1 2 月 5 日（金）まで

午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝日を除く）

イ 提出先

高島市民病院 事務部経営統括課（健診棟 2 階）

滋賀県高島市勝野 1 6 6 7 番地

ウ 提出方法

申込書に必要な書類を添付して、経営統括課まで持参してください。

郵送等による受付は行いません。

エ 提出部数

1 部とする。なお、提出書類については、一切返却しません。

（4）応募にあたっての提出書類

ア 高島市民病院「清涼飲料水等自動販売機」設置希望申込書（物件番号ごとに提出してください。物件ごとの設置条件に合った申込みでない場合、失格となります。）

- イ 高島市が発行する市税等納税証明書（市税に未納がないことを証するものに限る。）ただし、複数申込みの場合は、1部とする。
- ウ 代表者事項証明書と規約または定款（申込者が個人事業者の場合は住民票の写し）ただし、複数申込みの場合は、1部とする。
- エ 設置しようとする自動販売機および空容器回収箱のカタログまたはその写し（寸法、取扱商品、諸機能等が確認できるもの）

（５）応募にあたっての留意事項

申込者は、必ず設置希望場所の現地確認を行い、設置予定の自動販売機および空容器回収箱が設置できることを確認し、申込みしてください。

7 選定方法等

（１）選定方法

提案された売上手数料率（販売金額１万円の〇〇％。下限の設定無し。）が、病院にとって有利な条件を出した者を設置業者に決定する。

なお、提案内容が同条件で複数の応募があった場合は、抽選により決定するものとする。

（２）決定通知

決定通知は令和７年１２月中旬を予定しています。

8 決定後の辞退について

設置事業者に、決定後に何らかの理由で設置できなくなった場合は、別紙「清涼飲料水自動販売機設置希望申込辞退届」（以降、「辞退届」とする。）を経営統括課まで持参すること。

持参された辞退届の受理を以て、次点者に確認の上、次点者を設置事業者とする。以降、次点者が辞退し下位の次点者の場合も同様とする。この場合、決定した次点者は自身が提示した売上手数料および設置条件で設置することとする。

9 問い合わせ先（担当）

高島市民病院 事務部経営統括課

〒520-1121

滋賀県高島市勝野1667番地

T E L 0740-36-0220（代）

F A X 0740-36-8058

E - m a i l : keiei@city.takashima.lg.jp

10 その他

- ・災害時に病院が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の飲料の提供に協力すること。
- ・提案された事業者に対して、後日ヒアリングをさせていただく場合があります。（日時は別途通知します。）